

一般社団法人 日本書籍出版協会

2026 年版「出版契約書」(ヒナ型 1)

解 説

第 1 条 (出版権の設定)

- (1) 甲は、本著作物の出版権を乙に対して設定する。
- (2) 乙は、本著作物に関し、日本を含むすべての国と地域において、第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに記載の行為を行う権利を専有する。
- (3) 甲は、乙が本著作物の出版権の設定を登録することを承諾する。

書協の出版契約書ヒナ型は「出版権設定契約」として作成されています。出版権設定契約とは、著作物を出版する際に、著作権者と出版社とが締結する出版契約のスタイルとして、著作権法が用意しているものです。

第 1 条 (1) は、著作権法の規定に沿った契約スタイルで、出版契約を結びますという意味です。

第 1 条 (2) は、この出版契約によって出版社が持つことができる権利は、第 2 条 (1) に書かれたものとなることを示しています。「日本を含むすべての国と地域において」とは、本出版物の流通範囲を意味していると理解してください。また、「専有する」ということは、著作権者から見れば、第 2 条 (1) の出版利用を、契約相手の出版社のみに委ねるということを意味します。

この契約に基づく出版権は、文化庁で登録することができますので、その登録作業を出版社が単独で行えるように、あらかじめ著作権者の承諾を得るのが第 1 条 (3) となります。文化庁では、本項が、出版社単独での出版権登録に必要な「単独申請承諾書」の内容を含んでいる（単独申請承諾書の役割を果たしている）ため、本項の内容を含む出版権設定契約書があれば、単独申請承諾書の添付を省略する扱いを行っています。

第 2 条 (出版権の内容)

- (1) 出版権の内容は、以下の第 1 号から第 3 号までのとおりとする。なお、以下の第 1 号から第 3 号までの方法により本著作物を利用することを「出版利用」といい、出版利用を目的とする本著作物の複製物を「本出版物」という。
 - ① 紙媒体出版物（オンデマンド出版を含む）として複製し、頒布すること
 - ② DVD-ROM、メモリーカード等の電子媒体（将来開発されるいかなる技術によるものをも含む）に記録したパッケージ型電子出版物として複製し、頒布すること
 - ③ 電子出版物として複製し、インターネット等を利用し公衆に送信すること（本著作物のデータをダウンロード配信すること、ストリーミング配信等で閲覧させること、および単独で、または他の著作物と共にデータベースに格納し

検索・閲覧に供することを含むが、これらに限られない)

第2条(1)では、出版社が行うことのできる出版行為の内容を定めています。①の紙媒体出版物は単行本や文庫本といったあらゆる判型の紙の書籍のことです。「複製し、頒布する」とは「印刷・製本し、販売する」ことだと理解してください。本号の「オンデマンド出版」とは、読者からの個別のリクエストに対応して印刷・製本し販売する形態を意味しており、印刷物を製作する手段としての「オフセット印刷」等に対応する意味で用いているものではありません。②で規定されているのは、パッケージ型の電子ブックや、あらかじめ何種類もの辞書辞典が内蔵された電子辞書などを指します。③は Kindle や Kobo や Kinoppy といった電子書店で販売されている電子書籍のことです。インターネットを通じて読者に電子書籍を販売し、データを提供することを、「インターネット等を利用し公衆に送信すること」という表現で定めています。なお電子書籍の世界では、日々新たなサービスが誕生しています。読み放題サービスもその一つです。カッコ内の規定は例示であり、そうした新たなサービスも含めてあらかじめ対応するための文言です。

(2) 前項第2号および第3号の利用においては、電子化にあたって必要となる加工・改変等を行うこと、見出し・キーワード等を付加すること、プリントアウトを可能とすること、および自動音声読み上げ機能による音声化利用を含むものとする。

第2条(2)は、電子書籍を実際に制作、販売するにあたって生じる様々な問題に対処するための文言です。電子書籍は従来の紙の書籍とは全く異なる点があります。例えば文字の大きさを自由に変えることができるのは、もっともわかりやすい特徴のひとつです。しかし文字の大きさを自在に変えることができるということは、固定したレイアウトがないということでもあります。短歌や俳句といった文字組みにこだわる文学作品であっても、レイアウトが固定されません。他にも表示できる漢字の種類が限られたり、文中の図表の位置がずれたりといったようなことが起こります。そういった、やむを得ない変更については、あらかじめ著作権者に了解いただきたいという文言です。紙の書籍で可能だったことが、電子書籍でもすべて可能なわけではありません。逆に紙の書籍で不可能であったものが、電子書籍で可能になったものもあります。

また電子書籍の再生環境によっては、プリントアウトや自動音声読み上げ機能が搭載されている場合もあります。こうしたサービスに対応するために、契約書で著作権者から承諾を得ておくことにしました。プリントアウトは認めないということであれば、ヒナ型から「プリントアウトを可能とすること」を削除して締結するということになります。

自動音声読み上げ機能は、多くの電子書籍サービスで提供されており、電子書籍の利用方法として定着しつつあるように思われます。その意味では当然のことを規定しているとも言えるでしょう。

(3) 甲は、第1項(第1号についてはオンデマンド出版の場合に限る)の利用に関し、

乙が第三者に対し、再許諾することを承諾する。

第2条(1)の利用のすべてが、出版社だけで行うことができるわけではありません。たとえば、あらかじめ電子辞書やタブレット端末等に著作物を内蔵したり、オンデマンド出版したりといった場合には、通常、出版社ではなくメーカーや書店等が複製を行いますし、電子書籍の販売は多くの場合、電子書店が著作物を複製、公衆送信することではじめて成立します。

第2条(3)は、このように第三者の力を借りることが不可欠な場合に、著作権者から設定された出版権に基づく利用を第三者に再許諾することを、あらかじめ承諾を得るための条項です。著作権法では、出版権の再許諾は著作者の「承諾を得た場合に限り」認められていますので、著作権者の同意が得られないまま、出版社が勝手に出版権を再許諾することはありません。

なお、本ヒナ型では、紙の書籍の文庫化、復刊等の二次出版に関しては、事前の承諾の対象から除外しています。著作者にとってはどの出版社と二次出版を行うかは重大な関心事であり、このような包括的な契約のみによって、出版社が再許諾先を決定することがなじまないと考えたためです。紙の書籍の二次出版においては再許諾によらない商慣行がすでに確立されていることも考慮し、あえて本ヒナ型で事前に承諾を得ることはせず、改めて著作権者と出版社が話し合うべき事項として位置づけました。

第3条（甲の利用制限）

- (1) 甲は、本契約の有効期間中、本著作物の全部または一部と同一もしくは明らかに類似すると認められる内容の著作物および同一題号の著作物について、前条に定める方法による出版利用を、自ら行わず、かつ第三者をして行わせない。**

著作権者は、出版社に著作物の出版に関して独占的・排他的な権利を付与しているわけですから、著作権者といえども勝手に出版行為を行うことはできません。ただし「利用制限」といってもごく常識的な範囲のものなので、著作権者の権利を不当に侵害するものではありません。

第3条(1)は、著作物の二重契約を規制するものです。著作権者は契約期間中、この著作物と完全に同一の場合はもちろんのこと、ほぼ同じ内容の著作物を別の出版社から出版することはできません。どこまでが同じ内容の著作物にあたるのか、ということについては絶対的な基準はありません。ただ明らかに類似する内容であったり、同一のタイトルであったりするものが同時に市場で流通していれば、著作物の販売に影響があるだけではなく、読者の混乱を招くおそれがあります。この点に十分留意しつつ、当事者間で話し合う必要があります。

- (2) 前項にかかわらず、甲が本著作物の全部または一部を、甲自らのホームページ（ブログ、メールマガジン等を含む。また甲が所属する組織が運営するもの、あるいは他の学会、官公庁、研究機関、情報リポジトリ等が運営するものを含む）において利用しようとする場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。**

著作権者自らの利用について制限されるということは、自身のホームページやブログ、メールマガジンに掲載したいという場合も当てはまります。こうした利用に際しては、事前に出版社にご相談いただくことになります。また近年、大学や公共団体に所属している場合は、その著作物を大学や公共団体のホームページ等で公開することを義務づけられることがあります。こうした情報発信は社会的な要請でもあります。これについても、出版社としてその範囲や影響等を勘案して判断することになります。

（３） 甲が、本契約の有効期間中に、本著作物を著作者の全集・著作集等に収録して出版する場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。

第３条（３）は、全集に関する扱いです。著作権法では出版契約の存続期間中であっても、最初の発行から３年が経過した場合、著作権者の意思で全集の出版を行うことができることになっています。ただし、著作権法では別に定めがあればこの権利を制限することができることになっています。そこで全集についても、出版に際しては、原出版社の同意を要するという規定を加えました。

第４条（著作物利用料の支払い）

- （１） 乙は、甲に対し、本著作物の出版利用に関し、別掲のとおり発行部数等の報告および著作物利用料の支払いを行う。**
- （２） 著作物利用料を本出版物１部あたりの料率で定めた場合、その算定に用いる価格は、実売部数によるときには出荷時点の、発行部数によるときには当該出版物製作時点のものとする。**
- （３） 乙が、本出版物を納本、贈呈、批評、宣伝、販売促進、業務等に利用する場合（__部を上限とする）、および本著作物の全部または一部を同様の目的で電子的に利用する場合については、著作物利用料が免除される。**

第４条（１）は、いわゆる印税（著作物利用料）の支払いに関する規定です。その支払い方法については、出版社や出版の形態によってまちまちなので、本ヒナ型では別掲の表に記載する方法を採用しました。なお念のため、第２条（１）に定めた出版利用の形態については、それぞれ支払い方法を定めておくことが望ましく、出版時期が未定で支払い方法が決まっていない場合にも、未定であることを明記するべきです。

第４条（２）は、主に紙媒体の出版において、著作物利用料を料率で計算すると定めた場合の規定です。長期間販売される書籍であれば、制作、宣伝、販売等のコストの変更により、契約期間中に価格を改定することが想定されます。価格の決定権限は出版社にあるとしています（第８条第２項）が、著作物利用料は出版契約において重要な要素であり、公平の観点から妥当と考えられる算定方式とすることが望まれます。在庫を長期にわたって保有し、増刷までの間に価格改定があるケースを想定した場合、実売部数印税方式であれば、著作権者は改定後の価格に基づく利用料を受領しますが、発行部数印税方式であれば、著作権者が受領する利用料は改定前の価格によるものの、前払いで受領できるため、公平性は維持されていると考えられることから、本項の解

積規定を置きました。

第4条(3)は、著作物利用料の支払いが免除されるケースについて定めています。具体的には納本（国会図書館への納本）、贈呈（献本や寄贈）、批評（書評用見本）、宣伝、販売促進、業務（増刷見本）等に利用する場合がこれにあたります。

第5条（本出版物の利用）

- （１） 甲は、本契約の有効期間中のみならず終了後であっても、本出版物の版面を利用した印刷物の出版または本出版物の電子データもしくは本出版物の制作過程で作成されるデータの利用を、乙の事前の書面による承諾なく行わず、第三者をして行わせない。**

出版にあたっては、紙の本であれば版面が、電子書籍であれば端末で再生可能なデータが作成されます。さらに出版可能な状態になるまでには、さまざまな中間データ等も作成されます。それらはすべて、確定したものであっても修正途中であっても、出版社のコストにより作成されていますから、契約の有効期間内であるかないかにかかわらず、たとえ著作権者であっても出版社に無断で利用することはできないという趣旨を定めています。

たとえば、版面を使って勝手にオンデマンド出版や復刻出版を行ったり、出版社が作ったデータを勝手にインターネットにアップロードしたり、他社の企画へ流用したりする行為は、いずれも出版社のコストへの「フリーライド」（ただ乗り）と見なされ、この契約で禁止されています。

- （２） 前項の規定は、甲の著作権および甲が乙に提供した原稿（電磁的記録を含む）の権利に影響を及ぼすものではない。**

第5条(1)は、あくまで出版社のコストがかかったものについての取り決めであり、第5条(2)では、(1)の取り決めが、作品それ自体の権利や原稿の所有権などには影響を及ぼさないことを確認しています。

たとえば、原稿をある出版社に提供したとしても、その出版社のコストがかかった版面やデータを流用しない限りは、契約終了後に同じ原稿を他の出版社に提供して、出版させることができます。

第6条（権利許諾管理の委任等）

- （１） 本著作物が以下の方法で利用される場合、甲はその権利許諾の管理を乙に委任する。**

① 本出版物のうち紙媒体出版物の複製（複写により生じた紙媒体複製物の譲渡およびその公衆送信、ならびに電子媒体複製等を含む）

② 本出版物のうち紙媒体出版物の貸与

- （２） 甲は、前項各号の利用に係る権利許諾管理については、乙が著作権等管理事業法に基づく登録管理団体（以下「管理団体」という）へ委託しその利用料を受領すること、および管理団体における著作物利用料を含む利用条件については、管理**

団体が定める管理委託契約約款等に基づいて決定されることを、それぞれ了承する。

（３）乙は、前項の委託によって乙が管理団体より、本著作物の利用料を受領した場合は、別掲の記載に従い甲への支払いを行う。

出版物のコピーやレンタルは日常的に行われており、その一つひとつの利用申請に著作権者が対応することは現実的に不可能です。このため、著作権等管理事業法に基づく登録管理団体が、権利の集中処理を請け負うことによって、権利者の権利擁護と利用者の利便性とのバランスをとった運用がなされています。

現在行われている出版物の利用形態は、主にコピーとレンタルです。コピーは写真コピーだけでなく、スキャンしてデジタルデータ化することも含まれています。

これらの利用形態について、出版社が窓口となり、各登録管理団体に対し出版物（および出版物に掲載されている著作物）の利用許諾権限を委任することを規定したのが第１項です。第２項では、委任にあたって、その委任事務の具体的な内容および著作物利用料等が、登録管理団体が定める管理委託契約約款等、使用料規程、分配規程等の規定に定められた手続きによって決定されることを、著作権者は承諾する旨が定められています。出版社はこれらの権利を各団体に委任する場合には、約款等の主要内容を著作権者に説明することが求められます。

第３項は、出版社が窓口を務めることについて、著作物利用料の受領権限を出版社に授与し、出版社は著作権者との合意に基づいて分配する旨が定められています。分配割合等に関しては、できる限り具体的に記載するようにしてください。本ヒナ型では別掲の著作物利用料等についての表の中に、「第６条の利用について」という欄を設けています。ここに「乙（出版社）への本著作物に係る入金額の〇〇％」といった記載を行うことになります。

なお、特にコピー利用について、現状では、著作物を特定しない包括利用許諾の場合、管理団体から窓口出版社への利用料分配が行われるときであっても、どの著作物のコピー使用料なのか明示されません。このような利用料について、登録管理団体によっては、出版社を通した分配金を著作権者が受領するのではなく、著作権者と出版社が合意の上、著作権者が指示する著作者団体等に登録管理団体から直接支払いを行う、という方法をとることもできるようになっています。

第７条（著作者人格権の尊重）

乙は、本著作物の内容・表現または書名・題号等に変更を加える必要が生じた場合には、あらかじめ著作者の承諾を得なければならない。

著作者は、他人が自分の作品を勝手に改変することを禁止する権利、すなわち著作者人格権を持っています。この権利はどんな契約を結んでも著作者以外に移転することはできません。そのため、出版社は作品の内容、表現はもちろん、著作者が決めた書名、作品のタイトルに及ぶまで、変更を加える必要がある場合には、著作者の了承を得ることが必要になります。

なお、この契約を締結する著作権者と作品を創作した著作者とが同一であれば問題

ないのですが、万が一異なる場合は、実務的には著作権者と著作者の両方に連絡をとり、改変の了承を得ることが求められます。

第8条（発行に関する出版社の責任と裁量）

- （１） 乙は、本著作物の完全原稿の受領後___ヵ月以内に、第2条第1項第1号から第3号までの全部またはいずれかの形態で出版を行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲乙協議のうえ出版の期日を変更することができる。また、乙が本著作物が出版に適さないと判断した場合には、乙は、本契約を解除することができる。**

出版社と著作権者との間で出版期限を約束するための条項です。著作権法では原稿等の引き渡しを起算点として6ヵ月以内とされていますが、契約によってそれ以外の期間にすることが可能です。また、紙媒体は何ヵ月以内、電子配信は何ヵ月以内といった形で、出版形態によって期間を変えることもできます。原稿の受領という起算点にこだわる必要はなく、具体的な出版期日が決まっているのであれば、それを直接記載してもよいでしょう。

なお、原稿を受け取った出版社はどんな場合でも必ず出版をしなければならないのかといえば、決してそうではありません。依頼した当初に期待していた作品とあまりにも食い違っており、書き直し等によっても依頼との隔たりが解消されない場合には、出版社は最終的に、出版しないという判断を下すこともできます。もし出版社が出版しないという判断をした後は、著作権者はその原稿を他の出版社に持ち込んで自由に出版させることができます。

- （２） 乙は、第2条第1項第1号および第2号の場合の価格、造本、製作部数、増刷の時期、宣伝方法およびその他の販売方法、ならびに同条同項第3号の場合の価格、宣伝方法、配信方法および利用条件等を決定する。**

出版社としての責務を適切に果たすため、本やパッケージ型電子出版物として流通させる場合には価格、造本（仕様）、製作部数、増刷時期、宣伝、販売方法を、電子的に配信する場合には、コンテンツの価格、宣伝、配信方法、どの配信事業者とどのような条件で契約をするかに至るまで、出版社は主体的に判断し、決定する必要があります。

もちろん、これらは著作権者との意見交換を経て決まることも多いと思われますが、最終決定権が出版社にあることを確認するための条項と考えてください。

- （３） 乙が本著作物の出版利用に関し、本出版物の制作過程で AI 関連技術（将来開発されるいかなる技術によるものをも含む）を利用し、権利侵害などの問題を生じ、その結果甲または第三者に対して損害を与えた場合は、乙は、その責任と費用負担においてこれを処理する。**

近年、出版社が制作過程で AI 関連技術を活用する機会が増えています。出版社が

そうした技術を利用して権利侵害を起こした場合には、出版社自身が責任と費用を負担することを明確にしました。第8条（3）が本出版物の制作過程での出版社の責任を定めるのに対し、第15条（2）および（3）は著作物についての著作権者の責任を定めるものであり、甲乙双方が対称的に責任を負う構造となっています。

「将来開発されるいかなる技術によるものをも含む」との規定により、現時点では想定されていない新たな AI 関連技術によるものも対象となります。

第9条（贈呈部数）

（1）乙は、本出版物の発行にあたり、紙媒体出版物（オンデマンド出版を除く）の場合は初版第一刷の際に____部、増刷のつど____部を甲に贈呈する。その他の形態の出版物については、甲乙協議して決定する。

献本（無償での本出版物の提供）について定めています。紙媒体出版物については、従来どおり、各出版社の基準において献本を行うので、その部数を記入することになります。一方、この契約のなかで認められている「その他の形態の出版物」については、その形態等によって献本が可能な場合とそうでない場合が想定されるので、協議事項としています。オンデマンド出版についても、献本が困難な場合もあるので「その他の形態の出版物」の一つとして紙媒体出版物からは除き、協議事項の範囲に含めています。

（2）甲が寄贈等のために紙媒体出版物（オンデマンド出版を除く）を乙から直接購入する場合、乙は、本体価格の____%で提供するものとする。

第9条（1）が無償での本出版物の提供を定めているのに対して、第9条（2）は有償での本出版物の提供、いわゆる「著者買上」について定めています。なお、この契約では「本体価格」は税別を想定していますが、必要に応じて事前に確認してください。

第10条（増刷の決定および通知義務等）

（1）乙は、本出版物のうち紙媒体出版物の増刷を決定した場合には、あらかじめ甲および著作者にその旨通知する。

紙媒体出版物の増刷の決定について、出版社の通知義務を定めています。通知すべき相手は、甲＝著作権者と著作者の両方になっていますが、これは、著作権者と著作者が異なる場合に備えているためです。なお、オンデマンド出版と電子出版物については、第10条（3）に別の定めがあるので、この通知義務の対象からは除かれています。

（2）乙は、前項の増刷に際し、著作者からの修正増減の申入れがあった場合には、甲と協議のうえ通常許容しうる範囲でこれを行う。

第 10 条（１）での増刷通知を受けて、著作者に修正増減を申し入れる権利があることを定めています。修正増減の申入れができるのは著作者のみであり、一方で、修正増減の内容、分量が増刷の費用やスケジュールに影響することがあり得るため、著作者と著作権者が異なる場合は、甲＝著作権者と出版社で協議するように定めています。

（３）乙は、オンデマンド出版にあつては、著作者からの修正増減の申入れに対しては、その時期および方法について甲と協議のうえ決定する。電子出版物（パッケージ型を含む）についても同様とする。

紙媒体出版物のうちのオンデマンド出版と、電子出版物の場合の修正増減の扱いについて定めています。オンデマンド出版や電子出版については、著作者からの修正増減の申入れについて、いつ、どのような方法で対応することが適正、妥当なのか、現時点では判断が難しいため、協議事項としています。

第 11 条（改訂版・増補版等の発行）

本著作物の改訂または増補等を行う場合は、甲乙協議のうえ決定する。

改訂・増補について定めています。専門書や学術書などの分野では改訂や増補が多く行われますが、その場合、流通上は旧版とは別の ISBN コードを割り当て、造本や定価等も改められるケースが通常で、旧版の契約を修正する覚書を交わす、あるいは新規に契約を締結し直す、ということが想定されます。

第 12 条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、契約の日から満 ____カ年とする。また、本契約の期間満了の 3 ヶ月前までに、甲乙いずれかから書面をもって終了する旨の通告がないときは、本契約は、同一の条件で自動的に継続され、有効期間を ____カ年延長し、以降も同様とする。

この契約の有効期間を定めています。契約する当事者の間で個別に定めることとなりますが、「出版契約に関する実態調査」（書協、2011 年）によると 3 年または 5 年というケースが 6 割以上を占めています。「また、」以下の部分では、期間が満了しても引き続きこの契約が継続できるよう、自動延長、自動更新を定めています。

第 13 条（契約終了後の頒布等）

（１） 乙は、本契約の期間満了による終了後も、著作物利用料の支払いを条件として、本出版物の在庫に限り販売することができる。

第 13 条（１）は、契約満了後であっても、書籍などの在庫に限っては販売を続けられるという条項です。すでに印刷済みの書籍などの在庫を売ることができなくなると、書店からの返品分も含めて出版社は作った費用を回収できなくなってしまうま

す。そこで、著作物利用料を支払うことを条件に、在庫に限り販売を認めるというものです。出版においては委託販売制度が主流ですので、通常は必要となる条項と言えます。

なお、在庫は「物（有体物）」だけが対象となります。したがって、電子書店で売られている電子書籍は「物」ではありませんし、オンデマンド出版は都度印刷されるため「在庫」にはなりませんので、これらは対象になりません。

（２） 本契約有効期間中に第２条第１項第３号の読者に対する送信がなされたものについて、乙（第２条第３項の再許諾を受けた第三者を含む）は、当該読者に対するサポートのために本契約期間満了後も、送信を行うことができる。

第１３条（２）は、契約満了後であっても、電子書店から購入した電子書籍の読者であれば、同一電子書籍の継続的な利用を認めるという条項です。多くの電子書店では、購入後の読者サポートとして再ダウンロードを認める運用が行われていますので、これに対応できるようにしました。

第１４条（締結についての保証）

甲は、乙に対し、甲が本著作物の著作権者であって、本契約を有効に締結する権限を有していることを保証する。

出版契約は契約時点での著作権者と結ぶこととなりますので、契約相手がその権利を持っていることを出版社に対して保証するという条項です。著作権の譲渡や相続によって、著作権者と著作者が異なっている場合などもあるからです。

第１５条（内容についての保証）

（１） 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利をも侵害しないことおよび、本著作物につき第三者に対して出版権、質権を設定していないことを保証する。

第１５条（１）は、出版する著作物が第三者の権利を侵害していない内容であることを著作権者が出版社に対して保証するという条項です。他人の著作権を侵害していないこと、他人の名誉やプライバシーを侵害していないことなどが含まれます。合わせて、出版権と質権をすでに設定していないことも保証していただきます。

（２） 本著作物の全部または一部に AI 関連技術（将来開発されるいかなる技術によるものをも含む）による表現・内容が含まれる場合には、甲は、乙に対し、当該内容についても、前項の規定を準用して、これを保証する。

第１５条（２）は、AI 関連技術による表現や内容が含まれる場合であっても、第１５条（１）と同様に、出版する著作物が第三者の権利を侵害していない内容であることを著作権者が出版社に対して保証するという条項です。これは著作権者に一方的な責

任を負わせることを目的としたものではなく、どの箇所が AI 関連技術による表現や内容なのかという「情報の透明性」を出版社と共有していただくことで、万が一の法的トラブルから著作権者を守り、双方が安心して著作物を出版できる協力体制を築くことを目的としています。

実務においては、AI 関連技術による表現や内容を出版社に明示していただくことで、出版社は権利侵害のリスクがないかを著作権者と共に精査することが可能になります。著作権者が本著作物（原作）を AI に読み込ませる行為自体も、出版社に明示していただき、当事者間で話し合う必要があります。

なお、AI 関連技術による表現や内容の明示等を求める場合、その具体的な内容や確認の手順については、出版社や出版の形態によってまちまちなので、本ヒナ型では基本的な枠組みを定めています。

「将来開発されるいかなる技術によるものをも含む」との規定により、現時点では想定されていない新たな AI 関連技術によるものも対象となります。

（３） 本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果乙または第三者に対して損害を与えた場合は、甲は、その責任と費用負担においてこれを処理する。

第 15 条（３）は、万一権利侵害などによって他人に損害を与えてしまった場合は、著作権者が費用負担も含めて責任を負うという条項です。とはいえ、出版社は侵害の可能性について著作権者任せにするのではなく、発行者としての注意義務があることを認識する必要があります。そもそもこの条項は著作権者と出版社の間での契約ですので、万一他人から侵害があるとの通知があった場合、出版社は発行者としての責任を持って対応する必要が生じます。その結果として、出版社に注意義務違反があると認められた裁判例が多くあります。

第 16 条（二次的利用等）

（１） 本契約の有効期間中に、本著作物が翻訳・ダイジェスト（AI の技術を用いた新たなサービスを含む）等、演劇・映画・放送・録音・録画等、その他二次的に利用される場合、甲はその利用に関する処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。

第 16 条（１）は、著作物を二次的利用することになった場合、出版社が窓口となることを定めた条項です。翻訳書を出版したい場合、論文を要約して出版したい場合、映画化したい場合、テレビドラマ化したい場合など、さまざまな二次的利用が想定されます。この希望者は、著作権者や出版社自身の場合もありますが、第三者の場合もあり、いずれの場合も具体的な条件や進め方については、出版社が著作権者と協議し決めることとしています。結果として、出版社が二次的利用の当事者や仲介者となる場合は、著作権者や第三者との契約を交わした上で進めることになります。

また、上記の二次的利用に加え、RAG（検索拡張生成）等の利用を想定しています。

RAG は、AI が外部の情報源を参照し、その内容を検索・要約して回答を生成する仕組みですが、本著作物（原作）が RAG に利用される場合は、検索・要約とアウト

プットの生成が不可分です。本著作物（原作）がこのような形で利用されるのは、著作物がダイジェストとして二次的に利用される場合に準ずるものと整理し、出版社が窓口となります。なお、RAG 等に利用される場合であっても、その利用目的および効果が著作物の利用促進や読者への訴求にあり、著作権者の利益を害しないと出版社が判断する場合は、許諾の必要性の有無も含め個社で判断した上で進めることとなります。

なお、「二次的」とは、本著作物（原作）そのままではなく翻訳化や映画化などのように新しく作られた著作物を指していることに注意が必要です。本著作物を原作のまま他社が文庫本化するなどの場合は「二次出版」にあたり、この条項は該当しません。

（２） 前項にかかわらず、本契約の有効期間中に、本著作物が第三者により AI の学習（将来開発されるいかなる技術によるものをも含む）に供され、かつ甲の許諾を要する場合、甲はその利用に関する処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。乙自らが AI の学習に供する場合についても、本項を準用する。

第 16 条（２）は、本著作物（原作）が AI の学習用データとして供される場合を対象とした条項です。著作権法では情報解析を目的とした著作物の利用については、原則として著作権者の許諾を要しませんが、学習の態様によっては著作権者の許諾を要する場合があります。そうした許諾が必要な領域において、出版社が窓口となることを規定したのが第 2 項です。

AI 開発事業者による大規模な学習利用に対しては、個々の著作権者が個別に対応することは困難です。そのため、出版社が窓口となって一括して条件交渉や権利管理を行うことで、著作権者の負担を軽減することを目指します。

「将来開発されるいかなる技術によるものをも含む」という文言により、現時点の生成 AI に限らず、将来の新たな学習技術にも対応します。

AI 関連の利用については、著作権者によって考え方が様々であることを踏まえ、十分な対話を通じて著作権者の意向を反映した上で、具体的な条件や進め方については、第 16 条（１）と同様に、出版社が著作権者と協議し決めることとしています。結果として、出版社が当事者や仲介者となる場合は、著作権者や第三者との契約を交わした上で進めることとなります。

なお、本著作物（原作）が AI の学習用データとして供される場合、その具体的な許諾の範囲や条件については、出版社や出版の形態によってまちまちなので、本ヒナ型では基本的な枠組みを定めています。

（３） 本契約の有効期間中に、本著作物がオーディオブックとして利用される場合も、第 1 項と同様とする。

第 16 条（３）は、著作物がオーディオブックとして利用される場合、第 1 項と同様の対応とすることを定めたものです。脚色されてラジオドラマ風になる場合は第 1

項での処理となりますが、著作物を朗読する場合は、音声による複製行為であり、新たな創作が加えられた二次的な利用には該当しないため、条項を分けて規定しています。

なお、音声による複製は、文書又は図画としての複製ではないため、出版権の対象とはなりません。このため、出版社が自らオーディオブックを刊行する場合であっても、第2条には記載していません。

第17条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、本契約上の地位ならびに本契約から生じる権利・義務を相手方の事前の書面による承諾無くして第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

出版契約は、著作権者と出版社との間の信頼関係に基づく契約ですから、契約の途中で当事者が交替したり、第三者が関与したりすることは、一般的に好ましいとは考えられません。著作権法も、出版権の譲渡や質入れは著作権者の承諾を要すると定めています。なお、著作権者が死去した場合、相続について本条の適用はありません。

第18条（不可抗力等の場合の処置）

地震、水害、火災その他不可抗力もしくは甲乙いずれの責めにも帰せられない事由により本著作物に関して損害を被ったとき、または本契約の履行が困難と認められるにいたったときは、その処置については甲乙協議のうえ決定する。

著作権者、出版社の双方に責任がない天災地変によって、出版前に原稿が無くなったり、出版後であれば在庫が滅失したりすることにより、契約通りの出版が困難な状況が生じた場合を想定した規定です。互いに責任がないことが前提ですので、善後策を協議することを定めています。

第19条（契約の解除）

甲または乙は、相手方が本契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面によりその違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されない場合には本契約の全部または一部を解除することができる。

契約違反があった場合、相手方には是正を求め、是正されない場合には契約を解除できる、というのが民法の原則であり、本条は原則通りの規定となっています。「相当の期間」は違反の種類によって異なりますが、著作物利用料の支払い遅延であれば、2週間程度で相当な期間ということができるでしょう。

第20条（秘密保持）

甲および乙は、本契約の締結・履行の過程で知り得た相手方の情報を、第三者に漏洩してはならない。

第20条は、契約の守秘義務について定めたものです。契約では、当事者の経済状

況や住所、本名（ペンネーム使用の場合）などの個人情報などが交わされることとなりますが、これらはみだりに公開されてよいものではありません。なお、個人情報については第 21 条でやや詳しい規定を置きました。

第 21 条（個人情報の取扱い）

- （１） 乙は、本契約の締結過程および出版業務において知り得た個人情報について、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）の趣旨に則って取扱う。なお、出版に付随する業務目的で甲の個人情報を利用する場合は、あらかじめ甲の承諾を得ることとする。
- （２） 甲は、乙が本出版物の製作・宣伝・販売等を行うために必要な情報（出版権・書誌情報の公開を含む）を自ら利用し、または第三者に提供することを認める。ただし、著作者の肖像・経歴等の利用については、甲乙協議のうえその取扱いを決定する。

第 21 条は、個人情報の取扱いについてもっぱら出版社に義務を負わせる条項です。第 21 条（１）が対象とする個人情報は、顧客情報（読者カードで集める情報もこれにあたります）と、著作者・著作権者自らの情報となります。これらの情報を集めて利用する際には、利用目的を明示することと、集めた情報を適切に管理することが、個人情報保護法が求める原則となりますので、それを守ることが出版社には求められます。

ただ、出版活動において通常必要となる情報については、第 21 条（２）で著作権者から包括的な承諾を得ることにしてあります。もっともこの場合でも、著作者の写真や経歴などについては、著作者側の事前の了解が必要となります。

第 22 条（契約内容の変更）

本契約の内容について、追加、削除その他変更の必要が生じても、甲乙間の書面による合意がない限りは、その効力を生じない。

契約書は、当事者間の約束の証拠となるものです。せっかく契約書を作ったのに、その変更が口頭でもかまわないとなると、書面化した意味が大きく損なわれてしまいますので、変更についても書面化が必要であるとししました。

第 23 条（契約の尊重）

甲乙双方は、本契約を尊重し、解釈を異にしたとき、または本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議し、その解決にあたる。

本条は契約の信義誠実の原則を確認する条項です。日本の契約書にはよくある条項です。

第 24 条（著作権等の侵害に対する対応）

第三者により本著作物の著作権が侵害された場合、または本契約に基づく甲または

乙の権利が侵害された場合には、甲乙は協力して合理的な範囲で適切な方法により、これに対処する。

権利侵害にはさまざまな態様があります。盗作等は典型的な著作権侵害であり、盗作が見つかった場合は、著作権者は自己の著作権に基づいて差止請求などの権利行使をすることができます。出版社はそれについて必要な協力を行うことになります。

出版物を無断でスキャンされデジタルデータを作られた「デジタル海賊版」のような場合は、著作権者の権利が侵害されているのはもちろんのこと、出版社が出版によって得られる利益も侵害されていることになります。このような場合は、出版社は出版権に基づいて差止請求などの権利行使をすることができます。

第 24 条は、従来型の侵害であれ AI 技術を悪用した新たな侵害であれ、あらゆる権利侵害に対して甲乙が協力して対処することを定めています。今後は、AI を用いて大量の海賊版を自動生成する行為や、特定の著作者の作風を不当に模倣した AI 生成物の流布など、AI 技術を悪用した新たな権利侵害が想定されます。

侵害への対策は、様々な方法があり、特にデジタル海賊版による侵害行為は、インターネット環境の変化に対応して、目まぐるしくその姿を変えて行われているため、対策も日々工夫をしていかなければなりません。このため、個別の出版契約で具体的な対応を記述することは実務上あまり現実的ではないという判断から、本ヒナ型では対応の幅を広く許容する書き方としています。あえて侵害の手段や態様を列挙しないことで、技術やサービスの変化に左右されず、どのような侵害に対しても等しく断固として対応できる包括的な規定としています。

第 25 条（特約条項）

本契約書に定める条項以外の特約は、別途特約条項に定めるとおりとする。

本ヒナ型は、ワード形式のファイルでも提供されているため、適宜書き換えて使用することができますが、条文の追加や修正は、特約条項として本条に書きくわえる形でも行うことができます。本ヒナ型では、原稿の締切日や、出版社が受領した原稿等の保管・返却についての条項は用意していませんので、これらの特約条項として追加するといった使い方が考えられます。

(別掲) 著作物利用料等について
記載例 ⇒解説

著作物利用料	部数等の報告、支払方法およびその時期
本出版物について 実売部数 1 部ごとに 本体価格(税別)の○% ⇒この欄は、実売部数印税方式を採用している場合に使用します。 保証部数 △△△△部 保証金額 ○○○○円 ⇒保証部数や保証金額を設定している場合は、ここに書き込むようにしてください。	⇒この欄は、実売部数印税方式を採用している場合に使用します。 保証金の支払いについて 刊行月の末日に一括して指定口座に振り込む。 ⇒支払い日や支払い方法について記載します。 保証分を超えた分の支払いについて 毎年○月および○月末締めで、出荷冊数の○割を実売部数とし、翌月末日に振り込む。 ⇒実売数確定方法、支払い日、支払い方法について記載します。
本出版物について 発行部数 1 部ごとに 本体価格(税別)の○% ⇒この欄は、発行部数印税方式を採用している場合に使用します。	⇒この欄は、発行部数印税方式を採用している場合に使用します。 発行の都度、○日以内に指定口座に振り込む。 ⇒支払い日や支払い方法について記載します。
電子出版について 1ダウンロードごとに、希望配信価格×○% (みなし価格方式を採っている場合) 配信事業者からの入金 of ○% (レベニューシェア方式を採っている場合) ⇒印税の計算方式を書き込んでください。	毎年○月および○月末に締め、翌月末日に振り込む。 ⇒支払い日、支払い方法について記載します。
第 6 条の利用について 乙への本著作物に係る入金額の	
⇒この欄は、オンデマンド出版、パッケージ型電子出版に関する印税の計算方法、支払い日、支払い方法について記載します。 ⇒契約時に刊行が予定されているが詳細が決定していない場合(例、将来の文庫化、電子出版が遅れて予定されている、等)は、都度事前に協議し決定する旨を書くようにしてください。	

以上